

「成年被後見人の選挙権の行使に関する成年後見人の行動指針」

1. 京都司法書士会の会員は、成年後見人に就職した場合には、投票意思を有する被後見人の選挙権の行使について、適切に支援するものとする。
2. 前項の場合において、特定の政党や候補者への投票を誘導してはならない。
3. 不正な投票が行われようとしていることを知った場合には、告発等を行うことにより、不正を防止するように努めるものとする。

【補足説明】

1. 投票支援について

被後見人に対して、公職選挙法の改正により選挙権の行使が可能となったことを知らせるものとする。「選挙に行こう」という推奨はしない。選挙が行われる都度、選挙があることを知らせる必要はない。

成年後見人の職責として、被後見人の選挙権の行使については、あくまで中立的な立場を保持すべきである。被後見人からの支援の申し出がない限り、成年後見人の側から特段の働きかけはすべきでない。

被後見人から支援の申し出があった場合には、投票意思の有無を確認した上で、適切な投票方法の選択等、選挙権行使のための道筋をつけるべく手続面の補助を行う。ただし、同行すること等を要するものではない。

2. 特定の政党や候補者への誘導の禁止

投票支援は、あくまで手続面の補助を行うにとどまるものであり、特定の政党や候補者への投票を誘導してはならない。

特定の政党や候補者の集会に参加するように、被後見人を誘ってはならない。

3. 不正防止について

被後見人が他者の支援を得る等により選挙権の行使を行うか否かについて、積極的に確認することは必要ではない。すなわち、不正防止に向けて、積極的に関与することまでは必要ではない。ただし、成年後見人は、被後見人の権利を擁護するため、不正な投票が行われようとしていることを知った場合には、告発等を行うことにより、不正を防止するように努めるものとする。